

公益財団法人愛知県サッカー協会 4種委員会規約

(名 称)

第1条 本委員会は、公益財団法人愛知県サッカー協会(以下県サッカー協会という。)4種委員会と称する。

(事務局)

第2条 本委員会の事務局は、県サッカー協会4種委員会委員長宅に置くものとする。

(目 的)

第3条 本委員会は、県サッカー協会に加盟登録しているチームの相互の親睦を深め、県サッカー協会との連携を密にして、サッカーの技術向上を図り、心身共に健全で礼儀正しい少年及び少女の育成を目的とする。

(事 業)

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 県サッカー協会4種委員会が主管する大会
- (2) サッカーの技術指導及び普及発展のための活動
- (3) その他本委員会の目的を達成するために必要な事業

(事業の遂行)

第5条 前条の事業を遂行するために、県サッカー協会4種委員会に、理事会、運営委員会を組織し、事業の立案、計画等を協議し運営にあたる。

(組 織)

第6条 本委員会は、県サッカー協会に加盟登録しているチームを以て組織する。

(役 員)

第7条 本委員会に、理事20～24名、地区委員24名の役員を置く。
2 理事は、本部役員及び、本部委員、地区委員長、アドバイザーで構成する。
3 本部役員は、委員会委員長と副委員長、総務、競技、技術、審判の専門委員長の6名とする。但し、総務委員長は、副委員長を兼ねることができる。
4 地区委員は、各地区の役員があたる。
5 運営委員は、理事及び地区委員があたる。

(役員を選任)

第8条 4種委員長は理事会にて投票を行い、委員長を選出する。
(1) 本委員会の本部役員は、委員長より理事会で選任し、運営委員会にて承認を受ける。
(2) 本部役員は、運営委員会以外からも適任であれば選任される。
(2) 地区委員長及び地区委員から本部役員が選任された場合、それによって生じる欠員は各地区にて補充する。
(3) 本部委員は、委員長が委嘱する。1名は、原則として県サッカー協会より推薦された者に委嘱する。

(役員任期)

第9条 本委員会の役員任期は2年とし、再任は妨げない。
2 補欠のため選任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。
3 役員は、任期終了後も後任者が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。

(役員職務と権限)

第10条 委員長は、本委員会を代表し、職務を統括する。また、東海4種委員会の理事を兼任する。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時は副委員長がその職務を代行する。
3 総務は、登録事務全般と会計を行う。また、委員会の行事全体の運営を各専門委員会と連携して行う。
4 本委員会には、総務、技術、競技、審判の専門委員会を置き、委員長は、それぞ

れの委員会の責任者とする。専門委員会は、地区委員を部員として置き、各々の責務を分担して行う。

- (1) 総務委員会は登録事務全般、委員会事業の運営、総会の開催を行う。
- (2) 競技委員会は各種県大会の開催を行う。
- (3) 技術委員会は指導者講習会の運営、トレセン活動の計画、運営を行う。
- (4) 審判委員会は審判講習会の開催、審判派遣を行う。

(理事会、委員会等の開催)

第11条 本委員会は、理事会・運営委員会にて、事業報告及び決算並びに事業計画及び予算等を審議する。理事会、運営委員会は、必要に応じて委員長が招集することができる。

- 2 理事会は、本部役員及び本部委員、地区委員長で構成し、事業報告、決算並びに事業計画、予算の原案を審議する。
- 3 運営委員会は、本委員会の最高議決機関とし、理事、地区委員により構成する。
 - (1) 委員会の事業報告、決算並びに事業計画、予算を審議する。
 - (2) 委員会の各事業の企画経営にあたる。
- 4 専門委員会は、総務、競技、技術、審判の専門委員長及び地区委員により構成する。
 - (1) 委員会の各事業の企画を検討し、理事会、運営委員会に諮る。
- 5 定期総会は年に一度開催する。
 - (1) 本会にて、本委員会の役員の紹介をする。
 - (2) 本会にて、前年度の事業報告、決算を報告する。
 - (3) 本会にて、その年度の事業計画、予算を報告する。
 - (4) 本会にて、その他議題がある場合は、意見を聞き、後日運営委員会にて審議決定する。

(予算及び決算)

第12条 毎年度の予算は、運営委員会で審議及び決定し、総会にて報告する。

- 2 毎年度の決算は、会計年度終了後、会計監査（本部委員2名）を経て、運営委員会で審議及び承認し、総会にて報告する。
- 3 本委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わるものとする。

(規約改正)

第13条 本規約は、運営委員会で運営委員の3分の2の賛同を以て改正することができる。

(細則)

第14条 本委員会に必要な細則は、運営委員会の決議を経て、別に定める。

付 則

本規約は1994年4月1日より施行する。

本規約は1995年3月17日一部改正

本規約は1996年3月15日一部改正

本規約は1997年3月21日一部改正

本規約は2005年5月13日一部改正

本規約は2006年5月12日一部改正

本規約は2007年5月11日一部改正

本規約は2009年4月24日一部改正

本規約は2010年4月23日一部改正

本規約は2014年4月25日一部改正

本規約は2015年4月24日一部改正

本規約は2016年4月22日一部改正

本規約は2019年4月26日一部改正

本規約は2020年4月24日一部改正